

債権譲渡ファイナンスと消費税課税

高 橋 正 彦

1. はじめに

筆者は、最近の自著『証券化と債権譲渡ファイナンス』（NTT出版、2015年12月、以下「拙著」として引用）において、証券化（securitization）を含み、自ら新たに創造した上位概念である「債権譲渡ファイナンス」（finance by assignment of obligations）を対象として、法と経済学的・学際的な考察を広範に展開した。その後も、拙著と同様の問題意識に立ちながら、債権譲渡ファイナンスをめぐる民法学と金融論の接点・融合という観点から、より踏み込んだ考察を試みたほか、我が国における証券化市場の活性化に向けた提言なども行ってきた¹⁾。

本稿では、考察の視点を若干変えて、次のような問題意識と切り口から、債権譲渡ファイナンスと消費税課税に関して検討を行う。①租税法理論上、付加価値税としての消費税の金融取引への課税のあり方という基本的な論点について、従来、踏み込んだ考察が十分に行われていなかった。②金融取引のなかでも、証券化等の債権譲渡ファイナンスに対する消費税課税については、未解決の理論的・実務的な問題があった。③近年では、債権譲渡ファイナンスの外延で、デット・エクイティ・スワップ等の事業再生の場面でも、消費税課税の問題が注目されるようになった。④このような事態に対応するため、最近、消費税に関わる税制改正が行われたが、国税当局から十分な背景・趣旨説明が行われていないこともあり、その意義と重要性が一般にあまり理解されておらず、これを正面から評価した論考もほとんどみられない。

こうした問題点について、本稿であらためて検討を行うことにより、金融取引をめぐる租税法理論や消費税制・実務上の問題点を浮き彫りにするとともに、これまで筆者が行ってきた、債権譲渡ファイナンスに関する学際的な研究も、より一層深めていきたい^{2) 3)}。

2. 消費税と債権譲渡ファイナンス

2.1 消費税の性格と仕組み⁴⁾

付加価値税（value added tax）は、世界の税制の歴史のなかでは比較的新しい税目であり、1954年にフランスで初めて導入され、1960年代後半以降、各国で急速に普及した。現在では、政府の税収の基幹的な税目として、約150か国で導入されている。OECD加盟国のなかでは、付加価値税を導入していないのは米国のみである。

我が国では、1989年に導入された消費税が付加価値税に相当する。消費税は既に、所得税や法人税等と並ぶ主要な税目となっており、国税としての消費税の付加税として、地方消費税も設けられている。また、近年の税制改革論議においても、消費税は、財政再建や社会保障財源などの観点から、最も重要な論点となっている。消費税率は、これまで3%→5%→8%と引き上げられてきており、2019年10月には、さらに10%への引上げが予定されている。

各税目を課税ベースにより分類すると、所得課税（個人所得税・法人所得税等）、消費課税（付加価値税・個別間接税等）、資産課税（相続税・固定資産税等）に大別される。消費課税は、直接消費税と間接消費税に、そのうち間接消費税は、個別間接税（関税・酒税・たばこ税等）と一般消費税に分かれる。さらに一般消費税は、製造・流通の特定段階で課される単段階課税と、多段階で課される多段階課税に分かれる。付加価値税は多段階課税に属し、GNP型・所得型・消費型等の類型がある。このうち消費型付加価値税は、消費財を課税ベースとするもので、多くの国で導入されている付加価値税は、これに該当する。

付加価値税の代表例といえるEU型の付加価値税では、多段階課税における税の累積（二重計算）を排除するための仕組みとして、前段階の仕入税額控除方式（インボイス方式）が採用されている。我が国の消費税も消費型付加価値税に属するが、税の累積排除の仕組みとして、仕入控除方式（帳簿方式）が採用されている⁵⁾。

こうした我が国の消費税制において、消費者が負担する消費税は、徴収した企業（事業者）により、「仮受消費税」として処理される。一方、当該企業が商品の仕入れや経費の支払いを行う際に負担する消費税は、「仮払消費税」として処理される。これを簡単な設例により概観すると、以下のとおりである。なお、説明の便宜のため、ここでは税率5%を前提とする。

①仕入先（製造事業者）

自家労働のみで財を生産した場合、課税仕入に係る仮払消費税は生じない。一方、その財を80で販売したとすると、購入者である商業者に消費税4（ $80 \times 5\%$ ）を課し、仕入先の課税売上に係る仮受消費税として処理する。納税時に4を納付する。

②商業者（販売事業者）

仕入れた財84については、仕入額80と課税仕入に係る仮払消費税4を分別経理する。この財を100で販売したとすると、消費者に消費税5（ $100 \times 5\%$ ）を課し、商業者の課税売上に係る仮受消費税として処理する。納税時には、仮払消費税と仮受消費税を相殺し、1（ $5 - 4$ ）を納付する。

③消費者

この財を105（ $100 + 5$ ）で購入した消費者が、消費税5を全額負担する。

以上の各段階のうち、①仕入先では、消費税4は預かって納付しているだけで、負担はしていない。②商業者は、課税仕入に伴って4の消費税を支払っているが、一方で、この財の販売により5の消費税を受け取るため、支払った4については、次の購入者（消費者）に転嫁することができる。商業者自身の実質負担はなく、消費税の純額1を納付する。そして、③消費者が、最終的に消費税の実質負担者となっている。

このように、最終的に当該の財を購入した消費者が負担した消費税5について、その流過程にある事業者が、追加した各々の付加価値に応じて、それぞれ納付する義務を負うのが、消

費税の基本的な仕組みである。すなわち、生産・卸売・小売など、経済活動の各段階において、各企業が生み出した付加価値額に応じ、それらの企業に対して消費税が課税され、それらが蓄積されて、最終消費者の段階で、小売価格に税率を乗じた額の負担が生じることになる。その意味で、前述したとおり、消費税は、消費型付加価値税としての本質的性格を有している。

あらためて、消費型付加価値税の特徴としては、①消費に課される間接税であり、最終的には消費者が負担すること、②課税ベースが広いこと、③生産・卸売・小売の全段階で課税されるが、税の累積を排除するために、仕入段階に係る税額を控除できること、などが挙げられる。

さらに、特に所得税と比較した場合のメリットとして、①水平的公平性（同等の担税力を有する者に同等の税負担を求められる）、②世代間公平性（勤労世代に負担が集中しない）、③中立性（勤労意欲を阻害せず、貯蓄に対する二重課税がない）、④簡索性（特例措置が相対的に少ない）、⑤税収の安定性（景気変動の影響を受けにくい）、などの点が挙げられる。

一方、デメリットとしては、①垂直的公平性（より大きな担税力を有する者により多くの負担を求めること）に欠け、②所得水準に対して逆進的となる（高所得者より低所得者の方が消費性向が高いため、所得に対する消費税負担は低所得者が相対的に重くなる）こと、などが指摘されている。

2.2 消費税法上の金融取引・金銭債権譲渡の取扱い⁶⁾

我が国の消費税法（1988年施行、1989年度以降適用）において、事業者が行う取引のうち、消費税は、「資産の譲渡等」、すなわち「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」（消費税法第2条第1項8号）を対象とする。前述の設例では、仕入先で生産された財の事業者・消費者への販売が、それに該当する。これに対し、対価性のない取引（補償金等）や、事業として行われない取引（従業員から得る労働用役の提供等）は、「不課税取引」（課税対象外取引）となる。

上記の消費税の対象となる取引は、「課税取引」と「非課税取引」に区分される。通常の財・サービスの消費は、課税資産の譲渡等に当たり、課税取引である。一方、非課税の資産譲渡等、例えば、土地の譲渡・貸付けのほか、有価証券や支払手段、および有価証券に類するもの（貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権等）の譲渡などの金融取引のように、その性質上、消費とみなされない取引は、非課税取引とされる（「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。」と規定する消費税法第6条第1項を受けた、同法別表第一・同法施行令第9条）。なお、別表第一には、社会政策的配慮に基づいて非課税とされるものも含まれている。このように、金融取引なども、一旦資産の譲渡等を含め、別途、非課税規定を設けて課税対象から除外するという構成がとられている。

前述の仕入控除方式を採用する消費税法では、事業者が営む事業を課税売上と非課税売上等に分けて集計し、全体の売上高に占める課税売上割合（課税売上高／（課税売上高＋非課税売上高））を算出し、それを仮払消費税額に乘じた額を仕入税額控除（仮払消費税のうち仮受消費税から控除できる部分）として、仮受消費税から控除して消費税の実質負担額を決定する方法が用いられる（消費税法第30条、同法施行令第48条）。

もとより、当該事業者の仕入額・経費につき、課税売上に要する部分と非課税売上に要する部分に区分できる場合には、課税部分の仕入れと売上げを紐付けしたうえで、個別に仕入税額控除を行うこと（個別対応方式）ができる。ただ、個別対応方式を採っても、一般に、課税売上・

非課税売上に紐付けできない共通部分の仕入額・経費が残るため、その部分については、課税売上割合の算出による方法が用いられることになる。また、個別対応方式による対応が困難な場合には、仕入額・経費の全体について、初めから、課税売上割合により仕入税額控除額を算定する方法（一括比例配分方式）も用いられる。

仕入税額控除にあたって、課税売上・仕入の個別の紐付けのみによる対応では、事業者が課税売上を専らとする場合には、仕入れに要した財に対する消費税を顧客に転嫁できるのに対し、非課税売上を専らとする場合には、同様の転嫁ができなくなり、非課税事業者が著しく不利な立場に置かれることになる。課税売上割合の算出による方法の採用は、本来、事業者間で、このように不公平な結果が生じることを避けるための措置である。

上記の算式により、課税売上割合を算出するに際しては、原則として、非課税売上を分母に算入する扱いとなっている。ただし、①支払手段（通貨・小切手等）の譲渡対価、②資産の譲渡等を行った者が当該資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡対価を分母から除く（消費税法施行令第48条第2項2号）ほか、③証券取引法（→金融商品取引法）上の有価証券等の譲渡対価については、5%のみを分母に算入することとされていた（同施行令第48条第5項）。他方、④金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く）により取得した金銭債権の譲渡高に関しては、もともと、特段これを分母から除く規定がなく、当然分母に算入するという理解が一般的であった。

2.3 クレジット債権の証券化と消費税課税の問題

かつての特定債権法やSPC法・資産流動化法に基づく資産流動化・証券化スキームとして、証券化の主要な対象債権であり、特定債権法上の特定債権でもあったクレジット（割賦購入あっせん、現在の信用購入あっせん）債権を、オリジネーター（原債権者）がSPC（special purpose company、特別目的会社＝特定債権法上の特定債権等譲受業者、またはSPC法・資産流動化法上の特定目的会社）に譲渡し、または、信託銀行を介して、信託受益権を譲渡するという取引が広く行われてきた⁷⁾。こうした債権流動化・証券化は、金銭債権譲渡の形態をとる金融取引としての債権譲渡ファイナンスの代表的・先端的な事例である⁸⁾。

クレジット債権の流動化・証券化は、ノンバンク等が売掛債権やリース債権等を買取って、債権者に信用供与を行うファクタリングなどと同様に、消費税法上、前述の金銭債権等の譲渡として、非課税取引と取り扱われてきた。このような取扱いが行われると、特に前述の一括比例配分方式が用いられる場合、オリジネーターの課税売上割合（前出の算式による）の分母に算入される非課税売上高が増加し、同割合が低下することにより、消費税の仕入税額控除が減少し、結果的に、同税の納付額が増加するという帰結を招く、といった問題点があった。

1999年央頃より、債権流動化・証券化のオリジネーターとなっていた、複数の信販・クレジット会社に対する国税当局の税務調査において、現実には、クレジット債権の流動化・証券化目的でのSPC等への譲渡に関し、上記の問題点が相次いで指摘された。こうした取扱いによる消費税納付額の増加は、当該企業にとって、経費増加による利益圧迫要因となる。具体的な影響度合いに関しては、クレジット業界のなかでも各社により区々であり、もともと課税売上割合の高いメーカー系の会社で影響が大きく、非課税売上割合の高い信販系の会社では影響が相対的に小さい、という傾向があった。本件は、我が国の資産流動化・証券化にとって、税務リスクが広く顕現化した初の事例といえる。

クレジット取引は、私法上、①販売店（加盟店）・購入者間の売買契約、②クレジット会社・加盟店間の立替払契約、③購入者・クレジット会社間の立替払委託契約が複合した形態の契約関係である。ところが、会計・税務上の扱いとしては、クレジット取引は、このような本来の法的構成とは異なり、取引の経済的実態に着目し、購入者と加盟店間の売買に基づき、クレジット会社が加盟店から購入者に対する金銭債権を譲り受ける取引と解されてきた。このようにみると、これはファクタリングと同様の取引と扱われ、債権買取額と債権価額の差額（割賦手数料または分割払手数料）は、金利見合いとして、消費税法上の非課税取引とされることになる。

こうした会計・税務上の取扱いを前提とすると、流動化・証券化のため、オリジネーターであるクレジット会社がクレジット債権をSPC等に譲渡する際の譲渡高については、前述の課税売上割合の算出に関する金銭債権譲渡高の取扱いにより、全額を分母に算入する扱いとなってしまう。この帰結として、前述のとおり、債権流動化・証券化を行っていたクレジット会社の消費税納付額が結果的に増加する、という問題が発生したのである。

本来、仕入税額控除の算定に際して、課税売上割合を用いるのは、前述のように、課税売上と非課税売上に共通して対応する課税仕入等に係る消費税額を求めるために採用された便法である。そこで、比例配分を行うための課税売上割合を算出するにあたり、課税売上・非課税売上ともに、グロスの譲渡高を算入することになるが、そこにはかなりの割切りが含まれている。特に、不課税取引と非課税取引との境界は、もともと必ずしも自明とはいえないところがあり、非課税売상을すべてグロスで分母に算入すると、本来不課税とすべき部分も混入することなどにより、不合理な結果を招くことがある。上記の消費税法施行令第48条第2項等による例外的取扱いは、こうした不合理な結果を避けるための規定と理解することができる。

ところが、そうした従来の消費税法施行令による例外的取扱いだけでは、不合理な結果を回避しきれない場合がある。クレジット取引について、もともと、金利見合いの割賦手数料部分のみが消費税法上の非課税取引とされているにもかかわらず、流動化・証券化目的でSPC等に債権譲渡を行った途端、グロスの譲渡高が非課税売上で扱われ、課税売上割合の算定上、その全額が分母に算入されてしまうというのは、そうした従来の規定の潜在的な不備を示している。こうした問題は、一見、技術的で些末なもののようにも見えるが、その背後に、実は、付加価値税としての消費税の（実質）金融取引に関わる課税のあり方という、基本的・本質的な問題点を指摘し得る。

すなわち、銀行貸出等の金融取引に対する消費税課税に関して、金利部分は非課税、元本部分は不課税とするべきである、というのが一般的な理解となっている。本来、付加価値税としての性格を有する消費税の課税対象となり得るのは、金利部分のうち、銀行等が生み出す付加価値に相当する、サービス提供に対する手数料見合いの部分である。ただ、通常の銀行取引においては、こうした対価は明示的には徴収されず、金利部分に含まれるその他の要素（金銭の時間的価値、信用リスク・プレミアム等）と混交してしまっている。その結果、対価相当部分のみに課税しようとしても、転嫁や仕入税額控除が事実上不可能となるため、金利部分については、消費税に関して非課税とされていると考えられる。それに対して、元本部分については、付加価値を生み出すサービスの対価とは本来無関係であるから、消費税の課税対象とならないことは、理論的には当然のことといえる。

ただ、現実には、前述のとおり、不課税取引と非課税取引の間の線引きは容易でない場合もある。実質的な金融取引（分割払い等による販売信用の供与）であるクレジット（割賦購入あっ

せん→信用購入あっせん)取引に基づくクレジット会社の債権を、流動化・証券化目的でSPC等に譲渡する場合の消費税課税をめぐる前述の事態の背景には、そうした基本的な問題が存在している。

2.4 金銭債権の証券化と消費税課税のあり方

租税法上用いられる私法的な概念に関し、消費税法や法人税法等の法規により、個別に修正が加えられていない場合には、民法等の私法上の概念と同様の意義に解釈するというのが、学説・判例などの考え方である。これが、租税法における「借用概念」の理論であり、国家による公権力の行使に関わる公法の分野に属しながら、市場経済取引を規律する私法とも結び付く、租税法(学)の学際的な性格の一端を示している。

消費税法上、基本的な概念である「資産の譲渡等」(同法第2条第1項8号)に関しては、前述のとおり定義されているが、同法上、「資産」や「譲渡」自体について、明確な定義規定がある訳ではない。このため、資産に動産、不動産、有価証券(現行民法上、動産とみなされる)以外の指名金銭債権(手形債権等の指図債権や、無記名債権等の証券的債権と異なり、債権の発生・行使・移転等において証券との結合がなく、かつ債権者が特定している金銭債権)がどこまで含まれるか、また、債権譲渡等の形式をとった取引がすべて資産の譲渡に含まれるかなどは、同法における借用概念の解釈の問題となる。

債権流動化・証券化は、主に、オリジネーターが保有する優良資産を活用した資金調達を目的とする、債権譲渡ファイナンスの先端的な類型である。それは、SPC・信託等のSPV(special purpose vehicle, 特別目的媒体)や信用補完(credit enhancement)措置などの仕組みを用いた、ストラクチャード・ファイナンス(仕組み金融)の一種であるとともに、アセット・ファイナンス(資産を活用した資金調達)の最も進化した形態であり、単純な資産売却とは基本的に異なる。

すなわち、債権流動化・証券化スキームにおけるオリジネーターからSPC等への債権譲渡は、対価性は一応あるものの、ファクタリング債権のリファクタリングなどとは異なり、収益目的の取引ではない。この場合の債権譲渡は、私法的には、指名金銭債権売買(信託)契約とされることが多いが、経済的な実態としては、流動化・証券化目的でのオリジネーターからSPC等への金銭請求権者の交替、または、キャッシュフローの付替えに近いものであり、少なくとも、それ自体によって付加価値を生む取引ではない。したがって、付加価値税としての性格を有する消費税の課税対象取引としては、本来、馴染まないというべきである。

一方、債権流動化・証券化においては、ABS(asset-backed securities, 資産担保型証券)と呼ばれるとおり、投資家への元利金の償還は、基本的には、SPC等に譲渡された債権から発生するキャッシュフローのみに依存する。したがって、仮に、債権譲渡後にオリジネーターが倒産した場合、その倒産処理手続に譲渡債権・回収金やSPCが組み込まれ、結果的に、投資家が約定どおりの償還を受けられなくなる(ABS等のデフォルト)という究極的なリスクを回避することが、極めて重要になる。

こうした観点から、資産流動化・証券化スキームがオリジネーターの倒産手続に巻き込まれないという意味での倒産隔離性(bankruptcy remoteness)を実現するために、流動化・証券化のストラクチャリングにおいては、主に法的な観点から、SPC等への債権譲渡が譲渡担保ではなく真正売買(true sale)であり、当初より指名債権譲渡の対抗要件(自分が債権者である

ことを主張するための法律要件）を具備していることなどが、不可欠の前提として要請される。このように、債権流動化・証券化が、全体として、主にオリジネーターの資金調達を目的とするスキームであり、その意味で、実質的な金融取引であることと、倒産隔離性の観点から、SPC等への債権譲渡が真正売買であるべきである、ということは矛盾しない⁹⁾。

本来であれば、こうした債権流動化・証券化の実質に即した消費税課税のルールが、当初から整備されるべきであったろう。ただ、消費税法の制定時（1988年施行、1989年度以降適用）においては、我が国では債権流動化・証券化取引がほとんど行われておらず、これらの目的によるSPC等への債権譲渡は、当時の立法者にとって、想定外の取引であったと推察される。因みに、消費税法に関する従来解説書による関連の記述は、個別金銭債権のリファクタリングなどを想定していたようである。

また、その後、特定債権法、SPC法、資産流動化法の施行（1993年・1998年・2000年）に際しても、この種の問題に対して、正面からの立法的な手当ては行われなかった。この結果、消費税法・同法施行令等に潜在していた制度上の欠陥が、長らく持ち越されてしまうことになった。

2.5 問題解決に向けた対応策

前述したとおり、流動化・証券化目的でのオリジネーターからSPC等への金銭債権譲渡は、生産や消費、または付加価値とは無関係の取引である。そうした債権譲渡は、その本質において、付加価値税としての性格を有する消費税法の対象として想定されている、資産の譲渡等にはそもそも該当せず、本来、同法上の不課税（課税対象外）取引とするべきだったのではないかと考えられる。ただ、そのような考え方は、消費税法施行令の規定ぶりなどから、立法論としてはともかく、現行法の解釈論としては、やや無理があるかも知れない。

あるいは、非課税取引として扱うとしても、前述のような不都合が生じないように、消費税法施行令による課税売上割合の算定方式を改めるか、同割合の算出に係る従来例外的取扱い上の不備を補うべく、可能な限り、債権流動化・証券化取引の実体に即した取扱いがなされることが望ましい。少なくとも、主に問題となったクレジット債権の譲渡についても、流動化・証券化スキームとしての倒産隔離性を有する債権譲渡という側面を重視するべきであり、クレジット（割賦購入あっせん→信用購入あっせん）取引の会計・税務上の構成等に囚われるべきではない。

具体的な対応策としては、①消費税法施行令第48条第2項2号を改正し、資産譲渡とその対価としての売掛債権の譲渡との二重計上を避ける趣旨での自社割賦（自社の売掛債権を分割払いとするもの）だけでなく、他社割賦（クレジット会社によるクレジット取引）の場合にも広げること、②有価証券等の譲渡に関する同施行令第48条第5項を改正し、同第9条第1項5号に掲げる「貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権」の場合も含めること、などが考えられた。

こうした対応策などにより、クレジット債権の流動化・証券化と消費税課税の問題を解決するため、クレジット業界は、2000年夏以降、国税庁との間で、数回にわたる折衝を行った¹⁰⁾。その結果、流動化・証券化目的でのオリジネーターからSPC等へのクレジット債権の譲渡に関して、仕入税額控除額を算定するにあたっては、前述の課税売上割合に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」（消費税法第30条第3項）を用いることができるとされ、2001年3月決算期から、そうした対応が行われることになった。その具体的な考え方としては、債権譲渡部分を一つの事業として捉え、他の事業と分別したうえで、それぞれ別々の課税売上割合を適用するという

ことである。それ以来、クレジット各社が個別に所轄税務署と折衝し、自社の課税売上割合に準ずる割合を算出してきた。

クレジット業界からの要請を受けて、国税当局がこのような対応をとるように、方針を変更したということは、流動化・証券化目的でのクレジット債権譲渡の取引実体と、従来の消費税課税のあり方に関して、当局自身も疑問を持っていたことを示している。こうした変更措置によって、クレジット債権の流動化・証券化と消費税課税については、概ね妥当な結果がもたらされることになり、事態は一步前進したといえる。ただし、以下に述べるとおり、その後も、なおいくつかの問題点が残された。

第一に、課税売上割合に準ずる割合の採用という方法は、ここでの問題への対応策として、現実的ではあっても、前述したような付加価値税としての消費税の体系における、不課税取引や非課税取引に関する実質的な議論を回避した、対症療法・弥縫策的な便法に過ぎない。因みに、従来、課税売上割合に準ずる割合が適用された事例としては、証券会社などに限られていた。

第二に、この変更措置にあたって、消費税法施行令(政令)や税務通達等の改正は行われなかった。また、クレジット業界の内部でも、業界団体等からの情報伝達が十分に行われていなかった模様であり、結果として、事情を承知している会社だけがこの措置に対応できている、という事態になっていたようである。こうした状況は、課税の実質的な公平と税務行政の透明性の観点からは、あまり望ましいとはいえない。

第三に、この措置によって、問題が一応解決したのは、クレジット債権の譲渡に限られていた。その後も、リース債権、銀行やノンバンクの貸付債権など、他の金銭債権の流動化・証券化目的の譲渡等を含む債権譲渡ファイナンスについては、消費税課税上の潜在的なリスクが依然として払拭されていなかった。

3. 近時の消費税関連の税制改正

3.1 2014年度の税制改正

債権譲渡ファイナンスと消費税課税をめぐって、2000年代初頭以降しばらく、前述のような状況が続いた。その後、2014年度の税制改正(消費税関連)の一環として、課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直しが行われた。具体的には、消費税法施行令第48条第5項の改正により、課税売上割合の計算上、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除く)の譲渡について、有価証券等の譲渡の場合と同様に(有価証券に類するものとして)、その対価の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額(分母)に算入することとされた。この改正は、2014年4月以降の金銭債権譲渡に適用される。

この改正は、問題解決への具体的な対応策として前述したうちの2番目に当たるものである。このように、施行令(政令)レベルでの明文の規定の改正により、前述のような残された問題点はほぼ解消されたといえ、その点は高く評価できる。本改正は、その後の債権譲渡ファイナンスの実務にとって、一定の追い風になっているとみられる。

ただ、本件改正の背景や政策趣旨などに関して、財務省・国税庁等の当局からは、後述の税制改正要望とほぼ同趣旨が簡潔に述べられているだけで、十分な説明が行われているとはいえない。また、適用時期が2014年4月と、消費税率の引上げ(5%→8%)と重なったこともあり、

一般の注目度も高くなかった。実際に、税理士等の実務界でも、今回、本件改正が行われたこと
の背景などについて、広く理解が得られているとはいえない模様である。

本件改正は、金融庁と全国銀行協会、信託協会が財務省に当年度の税制改正要望を提出して
いたものである。その理由としては、「近年、住宅金融支援機構を中心とした住宅ローンの証券
化や、企業再生支援に伴うファンドへの売却、ローントレーディング等、貸出債権の売買が一
般化している経済実態を踏まえ、円滑な債権譲渡を妨げないよう」という趣旨が挙げられていた。

しかし、前述したクレジット債権の流動化・証券化と消費税課税の問題が表面化したのは
1999年であり、証券化商品の発行額のピークも2006年度であった。上記のように「近年」と言
いながら、この税制改正要望も実際の改正も、かなり遅きに失したと言わざるを得ない。

3.2 2014年度税制改正に至る政策形成過程

前述のように、2014年度の税制改正（消費税関連）の一環として実施された、課税売上割合
の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し（消費税法施行令第48条第
5項の改正）に関しては、国税庁等の当局から、十分な背景・趣旨説明が行われていない。し
かし、2000年代初頭以降の債権譲渡ファイナンスと消費税課税をめぐる事実関係などの流れを
辿っていくと、財務省（国税庁）、金融庁、経済産業省（中小企業庁）といった関係省庁が、そ
の時代背景の下で、何を考え、どのように行動し、それが本件税制改正にどのようにつながっ
たのかという政策・法形成過程が、ある程度見えてくる。以下の記述は、本件改正に至る、関
係省庁を中心とする政策形成過程に関する筆者の推測である。

前述のとおり、クレジット債権の流動化・証券化と消費税課税に関して、課税売上割合に準
ずる割合の採用は、当面の個別対応のための便法であり、いくつかの問題点も残されていた。
国税庁も、その点に関しては認識していたであろうが、早期にルールを変更すると、従来の取
扱いについて、自ら非を認めることになりかねない。また、消費税法・同施行令等の改正のた
めには、関係省庁等による税制改正要望を受けた方が動きやすい、という事情もあったものと
思われる。

経済産業省は、我が国の証券化法制のフロントランナーであり、リース・クレジット債権の
流動化・証券化を推進した、特定債権法（1993年6月施行）の所管官庁であったが、同法はそ
の役割を終え、2004年12月に廃止された¹¹⁾。一方、同省・中小企業庁は、中小企業政策・行政
の所管官庁でもある。同省は2000年代半ば以降、リーマン・ショック（2008年9月）による国
内景気への悪影響も及ぶなかで、特に中小企業の会社再建等の事業再生の場面において、債権
者による単なる債権放棄より、債務者にとっての債務の株式化を意味する、デット・エクイティ
スワップ（DES=debt equity swap）の手法が有効であるとして、その普及に力を入れてきた。

広義のDESのなかでも、現金振替型の擬似DESと呼ばれる取引は、債権者である法人が、債
務者に対して金銭を出資して株式を取得したうえ、債務者は払い込まれた現金で債務を弁済す
るというものである。これを消費税課税の観点からみると、金銭出資による株式の取得は資本
取引として不課税取引、債権の回収については、元本部分は不課税取引、金利部分はそれを対
価とする資産の譲渡等に該当し、非課税取引となると解されてきた。

一方、債権者が債務者に貸付債権を現物出資して、債務の株式化が行われる、通常の現物出
資型DESに関しては、従来、消費税課税上の取扱いをめぐって、金銭債権の移転があったとい
えるかどうかという議論があった。この点に関して、DESにより、債務者会社に債務消滅益が

生じるか否かが争われていた税務訴訟での判決（東京高判2010年9月15日）では、DES取引の法律構成として、①会社債権者の債務者会社に対する貸付債権（資産）の現物出資、②民法上の混同による債権・債務の消滅、③債務者会社の新株発行および会社債権者の新株引受け、という段階を経る必要があり、DESは金銭債権の現物出資として、債権譲渡に当たるという判断が示された¹²⁾。

この判例を受けて、国税庁も、DESへの消費税課税について、金銭債権の譲渡として、非課税取引と取り扱うという方針を示すようになった。ただ、事業再生の場面で金銭債権を現物出資するDESは、かなり高額なケースが多いため、債権者であった銀行等の金融機関や、債務者会社の親会社などの事業者にとっては、前述の事情により、課税売上割合が低下する結果、消費税の納付額が増加することが難点となる。DESは債権流動化・証券化より案件数が多いうえ、当時、時限立法であった中小企業金融円滑化法が2013年3月末に期限切れとなるという事情もあった。DESを推進してきた経済産業省としても、法人税課税の制度整備が進むなかで、残された消費税課税の問題を放置しておくことはできなくなったとみられる¹³⁾。

DESと消費税課税に関して、経済産業省自身は、財務省に税制改正要望を出していなかった。ただ、特定債権法以来の証券化等をめぐる経済産業省と金融庁との関わり（注11を参照）などを想起すれば、債権譲渡ファイナンスの事業再生局面での外延ともいえるDESに関して、両省庁の利害と思惑が一致した結果、金融庁の税制改正要望に経済産業省が便乗したとみることは、それほど無理な見方とは思えない。

前述したように、金融庁等による税制改正要望の理由として、「近年、住宅ローンの証券化や、企業再生支援に伴うファンドへの売却、ローンレーディング等、貸出債権の売買が一般化している経済実態を踏まえ、円滑な債権譲渡を妨げないよう」という趣旨が述べられていた。一般的で無難な言い回ししながら、その「等」のなかには、金融庁の直接の所管範囲とはいえないDESなども、意図的に含まれていたものとみられる。国税庁、金融庁、経済産業省といった関係省庁にとって、証券化やDESを含む債権譲渡ファイナンスと消費税課税に関して、正面からの対応が遅きに失したとの批判を受けることのないよう、なるべく目立たないかたちで決着を図るべく、互いに阿吽の呼吸で便乗し合ったというのが、本件の政策決定過程の実態だったのではないかと推測される¹⁴⁾。

3.3 2014年度税制改正における金銭債権譲渡の取扱い

前述のとおり、2014年度税制改正において、消費税法施行令第48条第5項の改正により、課税売上割合の計算上、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除く）の譲渡について、有価証券等の譲渡の場合と同様に、その対価の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入することとされた。

立法の沿革として、廃止前の租税特別措置法第37条の11（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税）では、個人が有価証券を売却した際の所得税課税について、譲渡対価の5%を譲渡益とみなして、所得計算を行うこととされていた。所得税と消費税の相違はあるが、この5%が上記の消費税法施行令の規定に受け継がれたといわれる。

一般に、有価証券の取引は反復して行われ、その譲渡対価は、譲渡益ではなく合計の売買価額となるため、多額になりやすい一方、それに対応する課税仕入は、証券会社に支払う手数料程度と少額であることが多い。その結果、有価証券の譲渡対価を全額、非課税売上として分母

に算入すると、課税売上割合が不当に低くなるため、上記の5%ルールが採用されたと説明される¹⁵⁾。

こうした立法の経緯に鑑みると、有価証券の譲渡対価の5%は、「みなし」とはいえ、税法上の有価証券の譲渡益であり、ほぼ付加価値に相当する部分であるといえる。今回の改正後の消費税法施行令第48条第5項による5%ルールに関して、有価証券については「預金利息等との平仄を合わせる」、それに準じて、金銭債権の場合は「課税売上割合が急激に低下することのないように配慮する」と説明されることもある¹⁶⁾。

「平仄を合わせる」とか「配慮する」というのは、やや表面的な説明である。ただ、その背後には、前述したように、金融取引と消費税課税に関して、元本部分に相当する不課税取引と、金利（に含まれる付加価値）部分に相当する非課税取引との線引きの問題がある。すなわち、有価証券や金銭債権譲渡を含む金融取引において、個別に付加価値部分を抽出することは困難であるため、便宜的に、譲渡対価の一律5%での割切りを行ったものといえる。

金融商品取引法（旧・証券取引法）上の有価証券と、貸付債権等の民法上の金銭債権（譲渡）は、法的形式は異なるものの、その投資対象性等の経済的実態（substance over form）において連続している。そのため、上記の割切りを前提とすれば、その水準自体が妥当かどうかはともかく、5%ルールを共通して適用することに、さほど無理はないと思われる¹⁷⁾。ただ、DESにおける債権譲渡（債権の現物出資）については、前述のとおり、法律構成がやや形式的（form over substance）であることもあり、そこでの5%が実質的に何を意味するのか、不明瞭になっていると言わざるを得ない（注12を参照）。

3.4 付加価値税としての消費税と金融取引

何度か前述したように、有価証券や金銭債権の譲渡等の金融取引と消費税課税に関しては、5%ルールの適用範囲などの具体的な論点以前に、元本部分に相当する不課税取引と、金利（に含まれる付加価値）部分に相当する非課税取引との線引きという、基本的な問題がある。さらにそれ以前に、付加価値税としての消費税の金融取引への課税のあり方という、より本質的な問題も存在する。

金融取引への消費税課税に関する一般向けの解説として、国税庁は、「消費税は、財貨やサービスの流れを通して消費に負担を求める税であるため、消費税の課税の対象になじまない資金の流れに関する取引は非課税とされている。」という趣旨の、やや曖昧な説明をしている。

これに対して、「消費になじまないから課税しないという理由は、消費という物理的現象を捉えて課税の適否を判断しているもので、付加価値税としての消費税の本質とは直接的には関係がない。」という批判もある¹⁸⁾。付加価値税としての本質に立ち返れば、この批判は基本的に正当であると思われる。理論的には、本来、金融取引についても、金利等に含まれる付加価値部分を抽出することができれば、それを課税取引として取り扱うことが望ましいといえる。

一方、前述したとおり、現状では、多くの国で導入されている付加価値税は、我が国の消費税も含め、消費型付加価値税として、消費財を課税ベースとしている。これには、付加価値部分の捕捉や納税のしやすさなど、課税実務上の事情があるものと推察されるが、その分、付加価値税としては不徹底なものになっているともいえる。

実際には、付加価値税における金融取引の取扱い、各国の税制により様々である。ただ、一般的に、その多様性と課税技術の困難さなどから、金融取引には付加価値税を課税しないと

いう国際的な慣行と、金融取引のグローバル化の流れがある。そのなかで、我が国だけで金利等に消費税課税を行うことは難しいという、現実的な問題がある。上記のような国税庁の曖昧な説明ぶりの背後には、そうした事情への配慮もあるものと思われる。

4. おわりに

ここまで検討してきたとおり、債権譲渡ファイナンスと消費税課税の問題は、クレジット債権の流動化・証券化からDESなどに至るまで、多岐にわたる金融取引実務に多大な影響を与え得るものである。また、租税法理論上も、付加価値税としての消費税の金融取引への課税のあり方という、基本的・本質的な論点などに関わってくる。それにもかかわらず、理論と実務との狭間にあり、しかも専門性の高いテーマであるせいか、問題の重要性の割には、研究対象等として、正面から取り上げられることは多くない。そのなかで、本稿で行った検討は、まだ十分とはいえないが、今後の研究につながる、若干の意味はあるのではないかと思われる。

一方、これまで筆者が行ってきた、債権譲渡ファイナンスに関する法と経済学的・学際的な研究にとっても、本稿で試みた税制面からの検討は、研究の幅と深度において、さらに一步を進める意味がある。

今回、十分に検討できなかつた論点として、次のようなものがある。①様々な金銭債権譲渡について、前述の5%が実質的に何を意味するのか。②金融取引における付加価値部分とは何で、どのように抽出するのか。③金融取引には付加価値税を課税しないという国際的慣行をどう考えるべきか。これらについても、今後に残された研究課題としていきたい。

注

- 1) ①高橋正彦「金融論と民法学の接点——証券化と債権譲渡ファイナンスをめぐる——」, 京都大学経済学会『経済論叢』第189巻第4号(2016年3月), ②高橋正彦「証券化と債権譲渡ファイナンスへの学際的アプローチ」, 横浜経営学会『横浜経営研究』第37巻第2号(2016年9月), ③高橋正彦「証券化の意義と日本における証券化の歴史・現状」, 日本証券アナリスト協会『証券アナリストジャーナル』2017年4月号, ④高橋正彦「日本における証券化の歴史・現状・展望」, 流動化・証券化協議会『S F J Journal』Vol.15(2017年8月)。
- 2) 本稿は、拙著第6章「証券化と税制」第1節「証券化と消費税課税」を基にしながら、大幅に加筆・修正し、近時の論点については、新たに書き下ろしたものである。
- 3) 本稿の執筆にあたり、筆者が「セキュライゼーション」担当の客員教授を務める京都大学経営管理大学院に在学中の税理士、武本祐樹氏より、貴重なご示唆を賜ったほか、多くの関連資料・文献も提供していただいた。清水治・早稲田大学教授からも、的確なご教示をいただいた。ここに記して厚く感謝を申し上げる。
- 4) 鎌倉治子『諸外国の付加価値税(2008年版)』(国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008年10月)を参照。
- 5) 前段階税額控除方式(インボイス方式)は、事業者が納付すべき金額を、個別取引に係るインボイス(税額が明記された取引伝票)に基づいて算出するもので、EU加盟国とOECD加盟国(日本・米国を除く)で採用されている。一方、仕入控除方式(帳簿方式)は、事業者が納付すべき金額を、帳簿に基づいて算出するもので、我が国の消費税で採用されている。具体的には、帳簿に記載された売上高の合計額から仕入高の合計額を差し引き、税率を乗じたものが納付税額となる。帳簿方式には、インボイス方式と比べ、事業者の事務負担が軽いというメリットがあるが、消費者が負担した消費税相当額の一部が事業者の手元に残る、「益税」が発生しやすいというデメリットもある。
- 6) 以下の記述については、①中里実『タックスシェルター』(有斐閣, 2002年6月)第5章「金銭債権譲渡と消費税」, ②朴源「消費税と金融取引に関する基礎的考察——利子を中心に——」, 鹿児島大学『経

- 経済論集』第59号（2003年6月）、③日下文男「金融取引と消費課税」、大阪府立大学『経済研究』第51巻第2号（2005年9月）、④西山由美「金融セクターに対する消費課税——非課税と仕入税額控除の不整合への対応」、金子宏・中里実・J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014年8月）を参照。
- 7) 特定債権法、SPC法・資産流動化法などの資産流動化・証券化関連法制の詳細に関しては、拙著第3章「証券化と金融法制」を参照。
 - 8) 債権譲渡ファイナンスの具体的事例としては、①代物弁済として行われる債権譲渡、②ファクタリング、③手形割引、④シンジケート・ローン等の貸付債権の流通市場での売買（ローン・セール）、⑤バルクセール、⑥サービサーに金銭債権の管理・回収（サービシング）を行わせるための債権譲渡、⑦金銭債権の譲渡担保、⑧金銭債権の流動化・証券化、などが挙げられる。詳細については、拙著第1章「債権譲渡ファイナンス」のほか、高橋正彦・前掲論文（注1①・②）を参照。
 - 9) 資産流動化・証券化スキームにおける倒産隔離性に関しては、拙著第4章「証券化と倒産法制」を参照。
 - 10) クレジット業界と国税庁との折衝に際して、本稿の基となった旧稿、高橋正彦「債権流動化と消費税課税の問題点について」、日本資産流動化研究所『SFI会報』第27号（2000年6月）が、検討の参考に供された。
 - 11) 当時、特定債権法は、経済産業省と金融庁の共管であった。一方、新・信託業法（2004年12月施行）の所管官庁は金融庁であったが、その立法作業を支援するために、経済産業省の職員（課長補佐）が金融庁に短期間出向した。同職員は、新・信託業法の立法に貢献するとともに、同法の附則に便乗して、特定債権法を目立たないかたちで廃止するという、変則的な立法技術を盛り込んだ。本件は、諸般の事情から、両省庁の利害と思惑が微妙に一致した結果であるが、中央省庁間の表に出にくい協働の事例であり、本文で示している、2014年度税制改正に関する推測を補強する参照材料にもなると思われる。
 - 12) 本判例によるDESの法律構成に関しては、やや形式的・技巧的で、会計・税務分野での原則である“substance over form”（法的形式より経済的実態を重視）などからみると、むしろ“form over substance”の印象がある。DESのsubstanceは、債権者からみると、債権と株式の交換であり、消費税の観点からみても、現金振替型の擬似DESが資本取引として不課税取引となるのに対し、債権の現物出資型DESは損益取引として非課税取引となるというのは、不整合ではないかとの批判もあり得る。
 - 13) DESをめぐる主に法人税課税に関する税制改正等として、従来、次のものがあった。①2006年度税制改正において、DESを実施した債務者に係る資本金等の額は、債権を現物出資した場合を除き、時価評価によることとされた。併せて、DESに伴って生じた債務消滅益については、債務免除益と同様、期限切欠損金を青色欠損金に優先して相殺可能とする措置がなされた。②2009年度税制改正において、企業再生税制の適用の条件の一つである「2以上の金融機関等の債務の免除」にDESを加えることにより、DESを利用しやすい環境が整えられた。③経済産業省は、「事業再生に係るDES研究会」（産業再生課長の私的研究会）での検討を踏まえて、2010年2月、国税庁に対し、「企業再生税制適用場面においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて」という照会を行い、国税庁より、照会内容を是認する旨の回答を得た。これにより、DESにおいて、債務者が給付を受ける債権に付される時価についての具体的な評価方法が明確化され、DESの活用にあたっての支障が軽減された。
- このように、DESに関する法人税課税については、ある程度、制度整備が進んできた結果、消費税課税の問題が残された課題となっていた。
- 14) 前述のとおり、2014年度税制改正による消費税法施行令第48条第5項の改正の適用時期（2014年4月）は、消費税率の引上げ時期と重なった。その背景には、DESと消費税に関する不明瞭な状態が続いたうえ、各国税局・税務署間で、債権譲渡に対する消費税課税の取扱いに整合がとれていなかった可能性なども自覚して、財務省・国税庁が本件改正をなるべく目立たないようにした、との事情があったのではないかと推測される。
 - 15) 大島隆夫・木村剛志『消費税の考え方・読み方（五訂版）』（税務経理協会、2010年10月）を参照。
 - 16) 三木義一（監修）・金井恵美子（著）『税務/明解 消費税』（清文社、2008年8月）を参照。
 - 17) 金融商品取引法上の有価証券概念と、民法上の指名金銭債権（譲渡）との連続性などに関しては、①拙著第3章「証券化と金融法制」、②証券経済学会・日本証券経済研究所編『証券事典』（金融財政事情研究会、2017年6月）第I編第1章「1」『証券の本質』（高橋正彦執筆）を参照。
 - 18) 日下文男・前掲論文（注6③）を参照。

〔たかはし まさひこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授〕

〔2017年12月21日受理〕